

Title	書評：木村真希子著『終わりなき暴力とエスニック紛争：インド北東部の国内避難民』慶應義塾大学出版会、2021年
Sub Title	
Author	網中, 昭世(Aminaka, Akiyo)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2022
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.27 (2022. 7) ,p.72- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20220702-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：

木村真希子著『終わりなき暴力とエスニック紛争——インド北東部の国内避難民』

慶應義塾大学出版会、2021 年

網中 昭世

本書はインド北東部の紛争に関する政治社会学的研究であり、2010 年から 2018 年にかけてフィールドワークを纏めたものである。しかし、それに留まらず、本研究の射程はより長く、著者は世界的な紛争の変質に見られる特徴をインド北東部でも見出している。本書の特徴は、一国内の同一地域に長年にわたって発生してきた紛争の形態・質の変化を、連邦政府と自治を主張する地域・民族の政治動態という観点から説明する点だろう。紛争の対立の在り方は、社会運動や政治団体による非武装の交渉から 1980 年代の武装化、武装組織が国家機関を標的とする暴力へと変化し、さらに 1990 年代以降、武装組織が市民を標的とするだけでなく、市民を動員する暴力へと変化する。

本書の構成としては、第 1 章で先行研究のレビュー、仮説と中心的な問いを提示し、第 2 章ではインド北東部における連邦制の形成過程とエスニック紛争の拡大に焦点を当て、州議会選挙を題材に仮説を検討する。そしてこれ以降は具体的な分析を著者の調査地に絞り、第 3 章では国家に対する自治要求運動から対国家紛争、第 4 章では国家との紛争が和解に至った後の暴力、第 5 章でその論理、終章で 3 つの仮説について検討し、エスニックな専制政治と民主主義国家における紛争解決の在り方について論じている。以下では、章立てに沿ってその内容を紹介しつつ、評者の疑問を著者に投げかけたい。

第 1 章では、先行研究が提示された後に次の 3 つの仮説が示される。それは第一に、ボドランドの紛争が、植民地期の労働移民の導入以前から先住する「土地の子」による国家に対する非対称戦争という長期化する性質を内包している。第二に、特に 90 年代の暴力は紛争終結から新体制への移行期の暴力の特徴を備えている。第三に、連邦制を通じ、中央政府による地方専制者の擁立が汚職と暴力が蔓延しやすい構造を生み、紛争を長期化させる、という仮説である。

第 2 章の冒頭では、インド北東部の歴史的な脈を提示している。直接統治と間接統治の使い分けや、後者の中でもトライブに対する自治、慣習法の維持が 1935 年インド統治法によって全国で統一的に制度化され、さらに独立後の憲法でも自治評議会が県単位で認められ、社会経済的領域での慣習法の適用が明記されたことが説明される。これらの制度によって設定された除外地域や部分的除外地域では、州知事が行政や予算、立法に大きな権限を持ち、州の内閣は主に部分的除外地域で限定された発言権を持つのみだという。

こうした歴史的展開には、一読者としてはイギリス植民地支配下のアフリカ各地の土地法な

どを念頭に、英領植民地における地域横断的な法制度の移植が具体的にどのように行われたのかといった興味も掻き立てられる一方で、後続章への期待も高まった。独立後の憲法によれば、インド北東部における自治評議会は選挙もしくは州知事が任命する 30 人によって構成され、立法権限が認められているという (55 頁)。評者は第 3 章以降で検討されるボドランド領域評議会がこれに該当すると理解して読み進めた。任命ではなく、選出とした連邦政府あるいは州政府の意図と交渉相手であったボドランド人民戦線の目的はどのようなものであったのか、この点を第 3 章以下で詳述されることを期待した。

いよいよボドランドの事例に入る第 3 章では、1990 年代の争点として統治領域と小火器の流入の問題が取り上げられる。筆者が第一の仮説として提示した「土地の子」論に基づくボドランドの自治を求める運動は予てより存在したが、独立直後から 1970 年代初頭まで中国やパキスタンとの国際紛争が勃発する時期には議会政治路線をとっていたことが説明される。これが 1980 年代以降に武装化した要因として、著者は小火器の流入を挙げる。小火器の流入については、東西冷戦末期からとりわけ東側諸国の小火器が世界各地の武装組織の需要を満たす形となり、紛争が激化した各地の内戦の特徴と共通する。

ただし、運動側が武装闘争へ転じる一要因として武器の入手可能性を指摘する一方で、従来の議会政治路線から決別し、武装化する動機については触れられていない。この時点で連邦制や選挙制度への信頼に関わる何らかの問題が、武装化への引き金になったのか否か。本書では、連邦政府と地方の民族政党の関係性は構造的なものであり、連邦政府の政局に関わらず基本的に変わらぬものとして描かれているように読めた。だが、1970 年代後半の独立後初の政権交代のインパクトや、2010 年代から連邦政権与党の交代も起きる中、アッサム州議会やボドランド領域評議会における地方民族政党との旧来の構造的関係性（予算配分の権限と地方専制の関係性）には果たして変化がないものか。この点を今一度、著者に伺いたい。

第 4 章で詳述される国内避難民キャンプでの聞き取り調査の分析では、紛争主体間の交渉の末、和平合意後も暴力が蔓延した状態が明らかにされ、その論理は第 5 章で論じられる。そこで明らかにされるのは、自治権獲得後の 2000 年代に争点が政治資源の分配に移行し、紛争が長期化する様である。第 4 章のミクロな分析から、民族集団に基づく自治を認める制度が導入されたが、むしろその制度を「運用していく中で暴力が温存されてきた」という含意を導き出す。そして、連邦政府が資金の投入や予算の配分の権限を有することから、「連邦政府と地方専制者との間の暗黙の了解によって、汚職や腐敗と暴力的な抑圧の構造が維持され、地域の人々の安全が犠牲となっている」(133 頁) という。

しかし、選挙政治の在り方については、連邦政府と地方専制者との間の「暗黙の了解」と暗示して読者に委ねるのではなく、その裏付けとなるデータとともに「暗黙の了解」が成立する論理を提示すべきだろう。ちなみに第 2 章 (53-55 頁) では「自治県に関わる州の財政は独自の勘定として別記される」とある。これは第 3 章に関する評者の疑問とも関連する。例えば、ボドランド領域評議会の党派性と連邦政府からの予算配分に何らかの傾向や関係性が見いだせ、連

邦政府がその権限を恣意的に行使していることが示されれば、著者の主張を裏付けることができるのではないだろうか。こうした論理を明らかにする積み重ねが、「終わりなき」暴力と紛争の連続性を絶つ、解決への糸口へと繋がるはずである。

以上の質問・疑問の背景には、評者の専門領域であるアフリカ地域研究の関心がある。あらゆる現象が極端な形で表出する現代アフリカの政治を見ると、制度が運用する主体によって変容させられる場面にしばしば遭遇する。しかし、顕在化の度合いにこそ違いはあっても、そうした現象はアフリカに限られるものではない。近年の政治学の分野で民主主義の後退、権威主義の復活、権威主義体制ながらも定期的な選挙を実施する競争的権威主義といった議論が盛んであるように、実態的には民主主義や連邦制の理念形がそのまま存在するわけではない。憲法、選挙制度、国家の枠組みを規定する連邦制のいずれも例外ではない。

例えば、インド北東部の状況は、1954年に自治領化し、1960年に連邦制を採用して独立したナイジェリアがビアフラ戦争(1967-1970年)を経験したのち、民族対立を緩和するための手段として独立当時の3州から現在の36州にまで州を分割していったプロセスと時に重なって見える。さらには、1995年に民族連邦制を導入し、2020年11月以来、内戦状態に陥っているエチオピアの今後を考えるうえでも、本書は示唆に富む(原田 2022)¹⁾。だからこそ、社会学と政治学を横断的に見る著者が、現代インドの政治社会環境の実態にさらに迫ることを期待している。

最後に、些末なことだが、筆者と同じくフィールドワークをする者として掲載の地図にはスケール・バーを記載していただきたかった。とりわけ、分析水準をマイクロに絞った第4章については、襲撃に遭った村や国内避難民キャンプの距離、さらには近隣の都市やブータン国境までの距離を把握し、避難民の生計活動を考え、選挙に際した動員の地理的範囲や限界を考察する際に重要な情報となりうるからだ。気が付けば、本書の細部に食い入るように情報を読み取ろうとするのは、それだけ本書の議論引き付けられている証左であろう。

【註】

1) 2022年4月16日に開催された第31回日本ナイル・エチオピア学会学術大会の一般公開シンポジウム「エチオピアの連邦制再考：民族といかに向き合うのか」では、以下の報告が行われた。眞城百華(上智大学)「エチオピアにおける民族連邦制とティグライ人民解放戦線」、石原美奈子(南山大学)「オロミア州はオロモのものなのか?」、吉田早悠里(名古屋大学大学院)「南部諸民族州からの分離・独立 エチオピア南西部と少数民族」、落合雄彦(龍谷大学)「皇帝のものは皇帝に? : ナイジェリアの連邦制は軍事政権下でいかに変容したのか」。いずれも民族連邦制の多様な運用実態を示す報告であった。

【文献】

原田陽子「エチオピアの民族連邦制度——その課題と今後の行方——」『アフリカレポート』60号、2022年、所収。(1-6頁)

(あみなか あきよ アジア経済研究所)